農林水産省 近畿農政局（兵庫県拠点）

農政局だより @ひょうご

vol.25

2018 H-SATT

〒650-0024
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎
TEL:078-331-5924　email:hyogo28_hsatt@kinki.maff.go.jp

総合化事業計画を認定しました

総合化事業計画は、六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画のことで、農林漁業経営の改善等を図ることを目的としています。

平成３０年３月末に、兵庫県内の３事業者の総合化事業計画を認定しました。このたび認定した事業計画の概要をご紹介します。

【株式会社淡路の島菜園】

「株式会社淡路の島菜園（淡路市）」は、耕作放棄されていた７haの農地を整地・再生して観光農園を開設し、ミニトマトやイチゴを栽培するとともに、レストラン、直販・加工施設を整備し、生鮮や加工品、飲食メニューを販売・提供。また、来園者へのイチゴ摘み取り体験等を行うことで、島内の新たな観光地として、年間を通した収益の確保と新たな雇用の創出を図ることとしています。

（ミニトマト）

【株式会社エコリカル】

「株式会社エコリカル（南あわじ市）」は、旧小学校跡地を活用してアグリビジネスを展開するため、敷地内にミニトマトハウスや加工場を整備し、生産したミニトマトを地元スーパーや直販所へ販売するほか、レストランと直接取引。また、トマトピューレ、ドライトマト等も開発・製造し、業務用としてレストラン等に販売することとしています。

（ミニトマトハウス）

【淡路島オリーヴグローワーズ株式会社】

「淡路島オリーヴグローワーズ株式会社（南あわじ市）」は、自社生産のオリーブを活用してオリーブオイルを開発・製造し、食品取扱商社や百貨店等への販売とともに、自社直売所やインターネットでも販売。また、イタリアから輸入する１年生幼苗を自社で１～３年間育成し、オリーブ農家に販売するほか、観賞用鉢植えとして一般消費者や店舗経営者等に販売することとしています。

（オリーブの木）

キラリ☆現場にて

兵庫県内で活躍している農業者や農業生産法人、企業等の活動を取り上げ、「**キラリ☆現場にて**」として紹介させていただきます。

独自の花苗の育種・花育活動を頑張ってます！

神戸市西区伊川谷町で花き苗の生産を行っている谷井園芸の谷井貴夫さんにお話を伺いました。

父が花き栽培農家で、家業を継ぐため、種苗会社の園芸学校に１年、東京近郊のシクラメンの生産農家で２年修行の後、２１才で就農しました。

現在は、家族と従業員・パート合わせて１2名が、チョコレートコスモス・ジュリアン等の宿根草・葉ボタン等、約５０種類の花苗を栽培しています。栽培された約８０万ポットは、全国の園芸店、ホームセンターに出荷しています。栽培の傍ら、年に数回、ヨーロッパの花市場・生産農家に視察に行き多くの情報を集めています。それらの情報をもとに、これまで輸入されていない種苗をオランダから直接輸入するほか、オリジナルの花苗の栽培をし、国内に新しい品種を紹介しています。

また、独自で宿根草の育種も行っており、この３年間で８件の種苗登録を行い、「ワイルドミルク（フウリンオダマキ）」は輸出もしました。

花き栽培は、品種や個体により加減が必要な作業を機械化できず、水やりや宿根草の株分けや出荷準備などの多くの手作業を従業員一丸となって頑張っています。

花育活動を通じて身近に花を感じてもらい、日本中の町を花で一杯にしたいとの考えから、 JA兵庫六甲の伊川鉢物部会の一員として神戸市の市民花壇や神戸フルーツフラワーパークに花苗を、一括納入しています。また、花育活動として近くにある小学校の児童に花の植え方などの授業を行っています。

平成30年度経営所得安定対策等の交付申請手続き

農林水産省では、米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、ゲタ対策とナラシ対策を実施しています。また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

平成３０年度の交付申請手続きは、平成３０年７月２日までの提出になっていますので、申請漏れがないようご注意下さい。

交付申請手続きに関するご不明な点等があれば、以下までお問い合わせ下さい。

兵庫県拠点　地方参事官室（経営所得安定対策担当）　電　　話　０７８－３３１－９９５１
フリーダイヤル　０１２０－３８－３７８６

詳しくは ☞ http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/kobetu/index.html

GLOBALG.A.P.の取得で
仕事の質を上げ信用につなげる！

加東市で今年GLOBALG.A.P.を取得された株式会社玄米家　専務取締役　藤本善仁さんにお話を伺いました。

玄米家は米穀流通業の藤本糧穀株式会社を母体に、平成１７年設立され、水稲・麦・タマネギの生産・出荷及びライスセンターと低温倉庫の運営を行っています。

平成２４年度兵庫県のＭBA塾の受講時にGLOBALG.A.P.の制度を知り「自分でもとれる」と強く感じ、いつかGLOBALG.A.P.認証を取得したいと思っていました。パソコンに詳しい社員と共に、作業管理～在庫管理までをパソコンで行う管理システムを構築したことで、GLOBALG.A.P.を取得する数多くの条件がクリアされました。経営面積は設立時の４haから３２haまで規模拡大しましたが、今後は「規模拡大」から「仕事の質を上げる」方向の観点から、平成３０年１月３１日に酒米の山田錦でGLOBALG.A.P.の取得をしました。

GAPの取得は、従業員一体となった取り組みが必要となります。社員の士気・意識を高めるため、自らが図書館で勉強して毒物劇物取扱者の資格を取る等、スキルアップの機運を盛り上げることで、徐々に社員も前向きになり、チームを作って取り組みました。

GAP取得により、今まで取引先に説明しても理解されなかったことが、第３者の認証（GAP）により生産物の信用につながると思っています。

平成３０年３月５日～８日まで東京で開催された「世界食品安全会議」において、食品安全に取り組む優秀な企業を表彰する国内の候補にノミネートされ、これまでの取り組みに高い評価をいただきました。

藤本さんは、「今後も玉ねぎでGAP取得に取り組み、認証を受けることにより、当社の評価や価値がさらに上がるよう頑張る」と熱く語られました。

農業の「働き方改革」検討会の資料を公表しました

農林水産省では、人口減少社会の到来等に伴う人手不足に対応するため、昨年１２月から農業経営者や有識者をメンバーとして農業の「働き方改革」検討会を開催してきました。この検討会では、農業の働き方改革のアイデアを求めて、農業者からのヒアリング、農業高校生との意見交換、経営者・雇用者向けアンケートや、webアイデア募集等を行いました。

この度、「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」、「農業関係団体や行政に対する提言」について、検討会による取りまとめを公表しました。

経営者向けガイドでは、「なぜ農業経営者に働き方改革が必要なのか」など、農業経営者が「働き方改革」に取り組む際のヒントとなる実例を３つのステージに設定し紹介しています。

詳しくは http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/zinzai/180330.html

連載のお知らせ!!

GAPについて次号より詳しくご紹介します

農業生産工程管理（ＧＡＰ：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取り組みのことです。

GAPについて、興味はあるけれど、何から始めてどう取り組めば良いかよく分からないと思われている方！次号から乞うご期待！

農作業安全ポスターデザインコンテストの作品募集中！

近年、農作業死亡事故が年間３５０件前後発生し続けています。農作業中の事故を減少させるため、３月から５月は春の農作業安全確認運動を実施しています。

このたび、農作業安全に改めてしっかり取り組もうと感じ、ご家族やまわりの農業者の方にも注意を促したくなるような、農作業安全ポスターデザインコンテストの作品を募集しています。

今年のテーマは『まずはワンチェック・ワンアクションで農作業安全』です。優秀な作品は、８月に開催予定の「秋の農作業安全確認運動推進会議」で表彰し、農林水産大臣賞受賞作品は、農林水産省で作成する秋の農作業安全確認運動のポスターデザインに採用します。

ご応募お待ちしております！

募集期限：平成３０年６月２２日（金曜日）まで

平成２９年 大臣賞
受賞作品

詳しくは http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/180323.html

☆編集後記☆

４月も半ばを過ぎ、ふと見ると淡い桜色からツツジの鮮やかなピンクに、公園の樹木も明るい緑に、街の色が変わっていくのを感じながら歩いている今日この頃です。

春は、こんなちょっとした気づきで、なんとなく楽しくなる季節だと思いませんか・・・。 （N）

メールマガジン配信中！！

近畿農政局兵庫県拠点では、メールマガジンの配信を行っています。
ご希望の方は、ホームページから必要事項を記入の上、お申し込み下さい。

詳細は http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/hyogo/pr/mail_magazine.html

地方参事官ホットライン

農政に関するご相談、事業や制度へのご意見・ご質問などがございましたら、お気軽に地方参事官ホットラインまでお問い合わせ下さい。また、広報誌に対するご意見等もお待ちしています。

TEL：078-331-5924　FAX：078-331-5177